

鹿児島県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織に関する規則

平成 26 年 3 月 24 日

規則第 1 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日

(会計室の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する同法第 171 条第 5 項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計室を置く。

(職員)

第 2 条 会計室に会計室長及び参事を置く。

2 前項に定めるもののほか、会計室に主査及び主事を置くことができる。

3 第 1 項に規定する会計室長は、法第 292 条において準用する法第 168 条第 1 項に規定する会計管理者とする。

4 会計室長には広域連合事務局次長を、参事には広域連合事務局総務課長をもって充てる。

(職務代理)

第 3 条 会計室長に事故があるとき、又は欠けたときは、法第 170 条第 3 項の規定に基づき、参事がその職務を代理するものとする。

(事務分掌)

第 4 条 会計室の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日規則第 8 号）

この附則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この附則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

室	分掌事務
会計室	(1) 支出負担行為の確認に関すること。 (2) 支出命令の審査に関すること。 (3) 収入伝票の審査に関すること。 (4) 決算の調製及び提出に関すること。 (5) 監査委員に提出する書類に関すること。 (6) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 (7) 歳入歳出外現金に関すること。 (8) 物品の調達、出納及び保管に関すること。 (9) 現金及び財産の管理運用に関すること。 (10) 一時借入金に関すること。 (11) 指定金融機関等に関すること。 (12) 公印の保管に関すること。 (13) 文書の受発及び管理に関すること。 (14) その他会計に関すること。